

平成30年7月27日

建設・技術課 入札・契約担当

担当者 池尻、佐伯

内線 2746 直通 0952-25-7102

E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：株式会社 太平設計 代表取締役 糸永 卓見

(福岡県北九州市小倉北区下富野1-6-21)

登録業種：測量、土木コンサルタント(道路、上下水道及び工業用水道、
下水道、都市計画及び地方計画、鋼構造及びコンクリート)

期 間：平成30年7月30日 ~ 平成31年8月29日(13か月)

2 指名停止の理由

株式会社太平設計の役員が、福岡県鞍手町長から同町発注の下水道工事に関する最低制限価格などの情報を不正に得たとして、平成30年7月9日、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで福岡県警察に逮捕されたことによる。

3 指名停止期間の根拠

同社は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第2(その2)第3号(競売入札妨害又は談合)に該当する。

指名停止期間については、(短期)12か月以上(長期)36か月以内の範囲内で措置することとなるが、以下の加算条項に該当するため13か月とする。

〔加算条項〕

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第2条第2項第6号(代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起に該当する場合に、短期に1か月加算)

4 平成29・30年度受注実績

なし